

保健インフォメーション

このコーナーの会場は保健福祉館です。問い合わせは健康増進課(☎27-1111)へ。電話やFAX(27-1114)で健康に関する相談なども受け付けています。相談は医師などの都合により日程を変更する場合があります。

▼一般健康相談	期日	受付時間	相談を受ける人
こころの健康相談(予約制) (治療中の人は除く)	4月22日(金)	午後1時15分から	精神科医師・保健師
	5月11日(水)		
▼乳幼児健診・相談	期日	受付時間	対象
赤ちゃん相談・4カ月	4月25日(月)	午前9時～9時30分 午後1時～1時30分	平成27年12月生まれ
赤ちゃん相談・10カ月	4月22日(金)		平成27年6月生まれ
1歳6カ月児健診	5月12日(木)		平成26年10月生まれ
2歳児歯科健診	5月19日(木)		平成25年10月生まれ
3歳児健診	4月28日(木)		平成24年10月生まれ
こころの発達相談(予約制)	5月11日(水)	午前9時～11時50分	発達に心配のある乳幼児

- 母親学級(予約制)**…主に初めて母親になる人が対象
- パパマクラス(予約制)**…妊婦とその家族が対象
※日時など詳しくは健康増進課へ。
- こんにちは赤ちゃん事業**…生後4カ月までの赤ちゃんが対象
※赤ちゃんお誕生連絡票(母子健康手帳別冊)を健康増進課へ送付。

献血にご協力ください

【イオンモール成田】

4月23日(土)・24日(日) 午前10時～11時45分、午後1時～4時

【市役所1階ロビー】

4月26日(火) 午前10時～11時45分、午後1時～4時

【成田市場】

4月27日(水) 午前9時30分～正午

【成田小学校】

4月29日(金・祝) 午前10時～11時45分、午後1時～4時30分

※都合により変更になる場合があります。詳しくは健康増進課(☎27-1111)へ。

こども急病電話相談

☎#8000

ダイヤル回線からは☎043-242-9939、
午後7時～10時・年中無休

成田市医療相談ほっとライン

専門の医療スタッフが、24時間年中無休、
無料で相談に応じます。

24時間 い い サービス
☎0120-24-1130

日曜祝日診療機関

都合により休診する場合があります。
来診前に電話で問い合わせてください。

成田病院(午前中・押畑・☎22-1500)
藤倉クリニック(午前中・幸町・☎22-1158)
聖マリア記念病院(取香・☎32-0711)
ひらの内科(日曜日の午前中・ウイング土屋・☎23-8070)
大田クリニック(日曜日の午前中・ウイング土屋・☎23-2100)
なのはなクリニック(日曜日の午前中・吉岡・☎49-0533)

急病診療所 ☎27-1116 赤坂1-3-1(保健福祉館敷地内)

診療日	診療科目	診療時間
毎日 (休診日なし)	内 科 小 児 科	午後7時～11時(受け付けは午後10時45分まで)
日曜日・祝日 8月13日～15日 12月29日～1月3日	内 科 小 児 科 外 科 歯 科	午前10時～午後5時 (受け付けは午後4時45分まで)

※事前に症状を連絡し、受付時間内に健康保険証を持って来所してください。



保 育 園 開 放 日

保育園名	電話番号	期 日	保育園名	電話番号	期 日
*松 崎	26-8282	4/15(金)、5/6(金)	小御門	96-2362	4/21(木)
赤 荻	24-0752	4/22(金)、5/13(金)	*三里塚第一	35-0165	4/19(火)
*赤 坂	20-6900	4/20(水)	*三里塚第二	35-0081	4/26(火)、5/10(火)
橋賀台	28-0676	4/26(火)、5/10(火)	長 沼	37-0005	
*吾 妻	27-5773	4/27(水)、5/11(水)	*大 米	73-3000	毎日
新 山	28-2527	4/21(木)	*宗 吾	26-2472	(土・日曜日、祝日を除く)
玉 造	26-8889	4/28(木)、5/12(木)	*公津の杜	29-6551	
*中台第二	29-6676	4/19(火)	*成 田	22-0856	一時保育のみ
*高 岡	96-0042	4/27(水)、5/11(水)	*つのぶえ	22-0867	

*は一時保育あり(要予約)

このコーナーの問い合わせは各保育園へ。三里塚第一・三里塚第二・長沼・大栄・宗吾・公津の杜保育園以外は予約が必要です。

時間=午前10時～11時(長沼は午前9時～午後0時15分、大栄は午前9時30分～午後4時30分、宗吾・公津の杜は午前9時～正午・午後1時～3時)

対象=保育園・幼稚園に通っていない就学前の乳幼児

母子保健サービス

転入した妊婦や乳幼児の保護者へ

市では、母親学級・赤ちゃん相談・乳幼児健診・予防接種などの母子保健サービスを行っています。

市内に引っ越してきた妊婦や乳幼児の保護者に、これらのサービスの説明や、妊婦・乳児健康診査受診票、幼児健診・予防接種問診票の発行を行います。母子健康手帳を持って、健康増進課(保健福祉館内)で手続きしてください。妊婦・乳児健康診査受診票の発行には、マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カードと運転免許証など本人確認ができるものがが必要です。

※くわしくは健康増進課(☎27-1111)へ。

介護者教室

役立つ知識やコツを学ぼう

期日とテーマ

- 5月12日(休)…「介護保険の概要」「理解しよう！認知症～早期発見と治療」
- 5月16日(月)…「寝たきりにさせない介護～ベッド上での移動・車いすへの移乗など」「疲れにくい身体介護のコツ」
- 6月6日(月)…「認知症と向き合うために」「介護者自身の健康づくり」
- 6月9日(休)…「こうくう口腔ケアの方法とけんこう健口体操～食べることは生きる力」「介護食の実践」「成年後見制度について」

時間＝午前10時～午後3時30分(5月12日は午後1時30分～4時30分)

会場＝保健福祉館

対象＝高齢者を介護している人、介護について学んでみたい人

定員と参加費＝30人(先着順)・無料

※テーマごとの参加もできます。申し込みは高齢者福祉課(☎20-1537)へ。

ことばの相談室

発達に不安を感じたら

言葉の発達や発音の誤り・きつおん吃音などに不安のある市内在住の就学前の子どもを対象に、相談・訓練を行っています。

※申し込みは健康増進課(☎27-1111)へ。

後期高齢者医療

差額ベッド料と人間ドックの助成

差額ベッド料

対象＝15日以上継続して入院し、差額ベッドを利用した後期高齢者医療の被保険者(本人の所得制限あり)

申請方法＝保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所にある申請書の「証明書欄」に医療機関の証明をもらい、差額ベッド料がある期間の医療機関発行の領収書、本人名義の通帳、後期高齢者医療被保険者証、印鑑を持って保険年金課または下総・大栄支所へ

申請期限＝差額ベッド料を支払った日の翌日から2年

助成限度額＝1日1,000円を上限として年度内30日まで

人間ドック・脳ドック

対象＝次の全てに当てはまる人

- 市内に1年以上在住している後期高齢者医療の被保険者
- 市税・後期高齢者医療保険料を完納している人
- 前回人間ドックを受けてから1年以上(脳ドックは2年以上)経過している人
- 市が実施する「特定健康診査」「後期高齢者健康診査」を同年度内に受診していない人

利用方法＝指定検査医療機関(下記)に予約した後、受検日の2週間前までに保険証と印鑑を持って保険年金課または下総・大栄支所で手続きし、後日郵送される承認書を持って受検

指定検査医療機関＝成田赤十字病院(☎22-2311)、成田病院(☎22-1500)、県立佐原病院(☎0478-54-1231)、北総栄病院(☎95-6811)、聖隷佐倉市民病院(☎043-486-0006)、国保旭中央病院(☎0479-63-8111)、千葉脳神経外科病院(☎043-250-1228、脳ドックのみ)、龍ヶ崎済生会病院(☎0297-63-7111)、千葉ロイヤルクリニック(☎043-204-5511)、成田富里徳洲会病院(☎93-1001)

助成額

- 人間ドック…受検費用の70%(検査種別や費用などは医療機関により異なる)
- 脳ドック…2万円

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。

病児・病後児保育施設

28年度の登録を受け付け

なのはなクリニック病児保育室ゼフィルス(吉岡)では、病気や病後回復期の生後6カ月～小学生の子どもを保護者が家庭で看護できないとき、一時的に預かります。

利用には、年度ごとに登録が必要です。

開室日時＝月～木曜日の午前8時～午後6時、土曜日の午前8時～午後1時(祝日・年末年始は除く)

費用(1日当たり)＝2,000円(6時間までは1,500円)。そのほか実費負担あり
※くわしくはゼフィルス(☎73-8110)へ。

重度障がい者

各種手当を支給

申請方法＝必要なものを持って、障がい者福祉課(市役所議会棟1階)へ

特別障害者手当

対象＝在宅で常時介護が必要な重度重複障がい者または最重度障がい者で20歳以上の人

手当額(月額)＝2万6,830円

申請に必要なもの＝身体障害者手帳、療育手帳または所定の診断書、印鑑、口座番号の分かるもの

障害児福祉手当

対象＝在宅で重度の身体障がい・知的障がい・精神障がいのある20歳未満の人

手当額(月額)＝1万4,600円

申請に必要なもの＝身体障害者手帳、療育手帳または所定の診断書と印鑑、口座番号の分かるもの

特別児童扶養手当

対象＝次のいずれかに当てはまる20歳未満の人を、常に在宅で介護している父母または養育者

- 身体障害者手帳1級～3級、4級の1
- 療育手帳A～Aの2、おおむねBの1
- 精神障がい、内部疾患などで常時介護を必要とする

手当額(月額)＝1級5万1,500円、2級3万4,300円

申請に必要なもの＝身体障害者手帳、療育手帳または所定の診断書、印鑑、戸籍謄本、住民票、保護者名義の通帳

※くわしくは障がい者福祉課(☎20-1539)へ。